

第 1 1 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 2 年 1 0 月 1 9 日 (月) 午後 2 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3 報告

(1) 報告第 2 号

時効取得を原因とする農地の所有権移転について

4 議案

(1) 議案第 4 7 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 4 8 号

現況確認証明に対する意見決定の件

(3) 議案第 4 9 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する決定の件

(4) 議案第 5 0 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 8名

1番	佐川	修一	2番	根本	常和	3番	近内	貞夫
5番	芳賀	正幸	6番	緑川	一男	7番	緑川	喜友
8番	仲田	昌勝	9番	遠藤	武重			

農地利用最適化推進委員 コロナ対策のため招集なし。

欠席委員 4番 金沢 和則

事務局	事務局長	武藤	伝
	農地管理係長	三瓶	桂治
	書記	矢内	康裕

- ・議 長 本日の出席は8名です。4番 金沢委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第11回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、7番 緑川喜友委員 8番 仲田昌勝委員を指名いたします。

(1) 報告第2号

時効取得を原因とする農地の所有権移転について

- ・議 長 まず最初に報告第2号時効取得を原因とする農地の所有権移転について議題といたします。それでは事務局の報告を求めます。

- ・事務局長 (朗読説明)

なお本件の経過及び調査した結果を報告します。本件は令和2年9月2日付で福島地方法務局より時効取得を原因とする所有権移転の登記が行われた旨の通知を受けましたので時効取得の要件を備えているかについて調査しました。なお、今回の通知は登記完了後の通知となります。

令和2年9月23日午前9時より根本農業委員及び事務局により現地調査及び権利者等より聞き取りいたしました。

その結果、当該土地は20年以上所有の意思をもって平穩かつ公然に占有を継続してきたものでありますので取得時効完成要件を備えているものと判断し、問題ないものと思われます。

ただし、当該地は住宅への進入路として当初より使用されていることから農地法上は違反と考えられます。そのため、土地所有者に農地法許可申請について説明し、今後申請して頂けるよう説明しました。

- ・議 長 只今報告のありました時効取得を原因とする農地の所有権移転について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」)

- ・議 長 ないようですので報告を終わります。

(2) 議案第47号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議長 それでは議事に入ります。議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

只今説明しました農地法第3条第1項番号1につきまして、農地法第3条第2項各号不許可要件に該当していないことを報告いたします。

・議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 3条1項1番の所有権移転調査結果を報告します。

10月9日金曜日午前11時から申請地で現地調査を実施いたしました。譲渡人は難病と遠距離であることから譲受人に一任することから欠席のため、譲受人〇〇〇〇、最適化推進委員齋藤英幸さん、南條博さんに立会を頂き、私を含めた4人で現地確認を実施いたしました。

当該農地は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の山際に面した土地です。土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇 地目 畑 地積 227㎡の土地です。

譲受人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 職業農業です。譲渡人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇職業無職です。移転事由は売買に伴う所有権移転です。

当該地は譲渡人が野菜畑として耕作しておりましたが、難病と遠距離のため耕作できないことから譲受人に購入を打診したところ譲受人の自宅から10分程度の場所であり、野菜畑として耕作したいとことから売買成立となりました。譲受人は交換後野菜栽培畑として利用し農地として管理していくとのことです。

以上調査した結果、この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審議よろしく申し上げます。

・議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(6) 議案第 4 9 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する決定の件

- ・議 長 次議案第 4 9 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する決定の件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 只今説明のありました農用地利用集積計画について何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ・議 長 異議のないものと認め、議案第 4 9 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する決定の件について承認するものと決定いたします。

(6) 議案第 5 0 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

- ・議 長 次議案第 5 0 号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。
- ・佐川修一委員 原野とかを最終的にどういう形にしたいのですか。
- ・三瓶係長 原野等については最終的にというのはないのですが、あくまで農業委員会として現況が農地ではないという判断で、今の状態が農地法の農地にあたらぬということで地目変更をしていただいで農地台帳からも抹消され

るという形です。使われ方については、所有者の方のご意向もあるでしょうから、農業委員会としてなにかあるというわけではないです。

- ・佐川修一委員 町のほうで指導とかないですか。ただ審議したものを原野だよと、全然前に進まないですよ。どんどんこれが進むだけで抜本的な改善になってい。そこから入っていかないと毎回毎回50件60件審議をしてただ荒廃をそのまま見逃してしまう。
- ・三瓶係長 今やっているのは委員さんおっしゃる通り現在荒れているものを農地じゃないですという風な判断だけですので、その部分について今後どう使っていくかという部分もあるかと思うのですが、今考えれるのは荒れてしまったところをどうっていうような形ではなくて、荒れているところと荒れていないところを明確化して農地を管理していくという流れでやっています。全て荒れてしまったところを今後こうやって使ってくださいというところまでは現時点では想定されていないです。
- ・武藤事務局長 2つ考え方があって今係長が話しているのはすでに原野になっている所はもう農地に戻せないだろうということで非農地判断する。委員がおっしゃっているのはその前の段階でこういう原野のように荒れる前にどうするかということだと思っんですよね。なので守るべき農地で荒れないようにするために一歩前で指導してこのままいくと荒れてしまうよということを持ち主に言わなければならないというところが大事なんじゃないかなと思います。今回はそれでもだめで、もうなってしまったところは非農地にしようという判断で、それをどうにか戻せっていうのは現実的には難しいのかなと思います。
- ・佐川修一委員 多面の調査をした時に、耕作されていない農地がいっぱいあるわけですね。それと一緒に考え方をした時にその農地をどうするんだっていう、人・農地プランの方にも繋がっていくのかもしれないですけど結局借りる人がいないですかという話も出たりしているんですけど、そういう情報って回ってないですよ。だからそれをどうするんだっていう、結構あるんですようちの方は基盤整備やっているので荒廃農地としては出せない、指導しようかと思っても地権者が分からない。情報保護法があつて分からない。借りる人・貸し手そういう情報も全然マッチングしていかない。そうすると結局ああいうふうになっちゃうのかなと思っんですよね。現実あ

るんですよ。歩いてみると。そういうものをもうちょっと早めにやっ
ていかないとこういうところがどんどん増えるだけで、どんどん荒らしたと
ころをただ原野に直しなさいねってことを繰り返しているだけだと永遠と
それやってたら農地ってなくなっちゃう。

- ・武藤事務局長 利用状況調査をやって利用意向調査のなかでA分類になると持ち主に対してどうしますかというメッセージを出すじゃないですか。そこがギリギリだと思うんですよ。このままだと荒れてしまうので持ち主の意向をま
ず聞いて貸したいのか自分でやりたいのか、返答ない人はそこで終わって
しまう部分もあるので、その段階で何らかの手当をしないと委員がおっ
しゃったとおりどんどん増えていくことは想定されるというふうに思い
ますので。
- ・佐川修一委員 我々は先ほども言った通り個人情報保護法で誰の土地か分からないのね。
そこに指導に行けない。聞きに行けない。
- ・武藤事務局長 逆にそこが借りたくても誰の土地か分からないから借りられないという
こともあるとすれば、それは農業委員会にご相談いただければと思います。
- ・三瓶係長 農業委員さんについては個人情報保護というかその部分についてはお教
えすることは可能なことは可能なので、お問い合わせいただければ農地の
所有者は誰だというのを調べることは可能です。一般の方にはそこまで細
かく教える部分はないところもあったりするんですが、農業委員さんは非
常勤の公務員ということになりますので守秘義務がある前提で個人情報
については公開する事は可能だと思います。
- ・佐川修一委員 A、B分類のほかにもう3年5年耕作されていないよみたいなそういう
ところも調査して出してくみみたいなことも必要なのかな。荒れてしまう前
に。もうちょっと考えてったらいいのかなと思います。
- ・三瓶係長 A分類の一步手前ということで、耕作していない部分については一応保
全管理という形で確認していただいているのかなと、最終的に保全管理の
まま保全管理もできなくなればA分類に進んでくるような形になるので、
一步手前ということだと保全管理として挙がっているところがそういう
ふうな対象になりえるところなのかなと考えております。
- ・佐川修一委員 草を刈って耕せる状態になっていけば、それはオクケー（保全管理とい
うこと）なんですよ。それでうちの方にも結構あるんですけど、柳もこ

んなんなっている。でも切って耕せば畑になっちゃうんじゃない。でも現実そこって5年も10年も作られてないですよ。でも荒廃農地としては出せないですよ。

・三瓶係長 荒廃農地の定義、原野とか山林とかっていう話はしているんですけども、5年とか10年という部分ではなくて今出てる現況確認証明等については概ね20年というような目安があります。あくまで20年程度耕作されずに原野化、山林化したものが対象になります。ただ年数には縛られていないので、概ね20年ということですので20年経っていなくても現況が育ってしまってもうどうしようもないというものは対象にしたりしていますけども、5年10年とか短いサイクルで荒れてしまったというものに対しては原則対象にはならないのですが、非農地判断についてはですね所有者にこうなってから何年ですかということは確認していないので、もしかするとそういった短いスパンのやつも偶に含まれてしまうかもしれないですね。

・佐川修一委員 じゃあ来れば情報はいただけるということですね。

・三瓶係長 農業委員さんについては土地の所有者についてはお教えすることは可能です。例えば農業委員さんの知っている情報の中で、ここを借りたいという方がいるのであればそれはマッチングできる可能性が高いでしょうから、その時はご相談いただければ対応可能だと思います。

・儀 長 そのほかありますか。

・近内貞夫委員 今の意見に対して同じような内容なんですけど、今利用状況調査やっておりますよね。やっているんですけど、すごくそういうところがいっぱいなのね。山の上なんかはかなり耕作していないからすごい大木になってたりするわけ。なかには地主の人らがきれいに草を刈って管理しているところもあるんだけど、その草を刈るのがこれから後継者がいなくなってくると、さっきの人・農地プランと同じく草を刈るのもなくなっちゃうと今度は樹木が生えてきちゃうから。毎年刈っているときれいになっているんだわね。そういった中でかなり今調査しているところがある。それで町から貰ったでっかい地図で見るとループ使ったり線が入ってその線の中に矢印して何番地なんつっててそこが見えない部分がいっぱいあっていまかなり苦労して時間も浪費してかなりやりにくいよね。この前三瓶係長に

お願いしてA3に縮尺してもらったやつをいただいたんですが、それだとかなりやりやすい。けどもあの図面通り区画してあればいいけども、その境が分からないの。そういう状況のなかだから。地主が分かってあなたのとこの辺かいと。となりのは誰々さんのだと。分かってすごくスムーズに済むのね。で今すごく苦労しているのは、周りきれいに草を刈って管理しているんだけど竹が生えちゃってどうにも竹なんていうのはどんどん管理していればしているほどそういうところに進んでいくから。そうすると隣の人まで行っちゃうと。この竹生えているのはどこの家なのか追跡してやっと見つけて行ったらば、機械が行かなくなったらもうトラクターで穿ったりできないから、どんどん竹生えているけどもバンザイして諦めているんだと。ぜひ非農地化してほしいっていうその人から。けどもマニュアルからいくと周りがきれいに管理してあるからね、そうすると出来ないわけよ。それをどうしたらいいか。それほっとくと今意見あったようにどんどんB分類にシなくちゃなんない。それをいかにして防止するか。私の場合にはバックホウ持っているからすぐに来てでも解消できるんだけども。そういうバックホウとかハンマーロータリーっていうのかいあの回転してトラクタの後ろに付けて草を細かく叩くやつ。そういうのでやれば草刈りなんかも負担にならないし、そういったものの今回町でコロナとかいった名義でいろんな助成が出るような通知が来たけれども、その中にはそういう遊休農地にならないように管理する機械は載ってなかったんだけども。我々は中山間地と多面的とやっててバックホウの先に付けてカルゴンっていうんだけども、それをつけて8m位刈れるのねずーと。最初こういう太くなったやつは人力で処理して、次の年ほっとくと段々太くなってくるからそれをカルゴンで毎年ダーとやっているんですよ。そうすると3人オペレーターと誘導とあと後ろで箒もって側溝にやるんです。これ他所の方でも増えてきているんだけども、そういったやつの補助とか対象になれば遊休農地、非農地化したり手に負えなくなる一歩手前の所ができると思うんだよね。今言ったように周りにはきれいに管理しているんだけども竹藪になっちゃった。そういうのを切るとか今沢田で竹資源を処理しているところがあるからそういうところをお願いして竹を整理してもらったり。歯止めをかけるっていうか、そういったものをやっついていかないとど

らんどん原野化してしまうと思うんですよね。そこだと思っうんですよ。なる一歩手前でいかにして止めるか。地形的に難しい部分もあるんですが、そっういった機械が補助であまり負担しないで購入できるよっうな県とか国の制度があれば武藤局長調べといってください。

- ・武藤事務局長 今委員がお話ししていたのは、例えは真ん中にポツンとあつてその周りが管理している時にそれは非農地判断できないだろっうといっことがまず一点あつて、その所有者の方が竹が生えたけれども意欲があつて解消してもいいよとなれば何かいい補助事業はないかといっことなんでしょうかね。今の質問だと。それは根底には周りが管理しているところについてなにか支援がないかといっことですかね。
- ・近内貞夫委員 いやそこだけじゃなくて全体的にそっういっふうに非農地化したところでも草だけ刈つて管理していると。それが荒れないよっうにやっっているわけだから、一番負担になるのは草刈り、草刈りで管理しても後継者もいなくて高齢化してくると中々、今年までやっただけでも来年はつて人が多いから。
- ・武藤事務局長 保全管理が中々個人では限界にきていっるところになんらかの支援がないかといっことなんでしょうかね。
- ・近内貞夫委員 例えは、中山間地なんかだと機械が入ると。そっういっ部分でカルゴンとか機械力に頼る機械の購入とかできるけど、多面的の場合に機械は買えないから。リースはいいけれどもね。そっういったものを利用する方法もあるんですが、荒廃農地を増やさないよっうにするのに機械の補助とか中山間地あたりの原野化しそっうな場所ね。そっういっるのは機械力だと後継者が勤めていても実際に後継者じゃなくても資格さえあれば機械でできるから荒らさなくてもなんとかなる。農地集積とか法人化でなんとかなるまでに荒らさないで維持管理するよっうな機械の購入の制度とかないのか。
- ・武藤事務局長 保全管理をしていって限界がきていって、保全管理しているけどもそれをできなくなったところに対してちよつと手を加えれば元に戻せる所の支援ですかね。
- ・近内貞夫委員 集落でそっういっことにならないよっうに、機械力で管理するのになんその機械を購入する補助制度つていっうのかな。
- ・武藤事務局長 中山間とか多面的で担えない部分を町単独で支援できないかといっことですか。

- ・近内貞夫委員 町単独でとは言わないけれど。ないのかね。
- ・武藤事務局長 中山間と多面で国はやっていますので、それ以外にそれを補填するようなものは現状多分無いんじゃないのかなと思います。例えばリース事業でやりなさいという機械とかもありますので、そこは中山間、多面で何とか守ってくださいというのが国のスタンスであると思っているんですが。それ以外の部分で何か役に立てるようなことがあれば検討したいとは思いますが。
- ・近内貞夫委員 どんな方法でもいいから原野化しない一歩手前でB分類になる一歩手前で竹切っちゃってバックホウできれいにしてやれば前みたいな畑になるような。
- ・武藤事務局長 一つ今町の事業で遊休農地や荒れている農地を借りて農業をするときにその補助はあります。事業としては。借り手ですね。自分で荒らしたものを自分で補助もらってやるというのは原則的にないので。借りてやるのであればあります。
- ・近内貞夫委員 目的は何かって言ったらその非農地判断するようなことになる手前になにか出来ないかということです。
- ・武藤事務局長 そこはすぐに結論は出ないので、意見として承ります。
- ・議 長 その他ありますか。なければ異議のないものと認め、議案第50号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号53を一括して承認するものと決定いたします。
以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後3時30分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和2年10月19日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長

議事録署名人

7番

8番